

別表1(第4条関係)

助成内容	林業研修・資格取得支援助成金
助成要件	第2条に規定する助成対象者が従業員等の資格等の取得又は受講に要する費用を負担する場合。ただし、新たに資格等を取得又は受講する場合に限る。
助成対象経費	資格等の受験料及び受講料(テキスト代を含む。消費税及び地方消費税を除く。)
助成金額	助成対象経費の2分の1以内(1件につき上限額10万円)

別表2(第4条関係)

林業研修・資格取得支援助成金の対象講習等		種類
1	大型自動車免許	免許
2	大型特殊自動車免許	免許
3	林業架線作業主任者免許	免許
4	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	技能講習
5	はい作業主任者技能講習	技能講習
6	小型移動式クレーン運転技能講習	技能講習
7	フォークリフト運転技能講習	技能講習
8	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	技能講習
9	不整地運搬車運転技能講習	技能講習
10	高所作業車運転技能講習	技能講習
11	玉掛け技能講習	技能講習
12	木材加工用機械作業主任者技能講習	技能講習
13	フォークリフトの運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
14	不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
15	伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
16	走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
17	機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
18	簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
19	伐木等の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
20	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
21	高所作業車の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
22	移動式クレーンの運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
23	ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
24	チェーンソーによる伐木等特別教育	安全衛生特別教育講習
25	玉掛けの業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
26	造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育	安全衛生教育講習
27	移動式クレーン運転士安全衛生教育	安全衛生教育講習
28	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習

29	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
30	機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
31	玉掛け業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
32	刈払機取扱作業者安全衛生教育	安全衛生教育講習
33	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
34	チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育	安全衛生教育講習
35	トラクター等による集材作業の指揮者等安全教育	安全衛生教育講習
36	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	安全衛生教育講習
37	林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育	安全衛生教育講習
38	職長・安全衛生責任者教育	安全衛生教育講習
39	林材業リスクアセスメント実務研修	安全衛生教育講習
40	林業架線作業主任者能力向上教育	能力向上教育
41	安全衛生推進者(林業関係)能力向上教育	能力向上教育
42	その他町長が必要と認める資格等	